

諮問庁：豊橋市長

諮問日：令和3年2月10日（諮問第103号）

答申日：令和3年5月21日（答申第84号）

事件名：住民票の写し等職務上請求書に関する一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

住民票の写し等職務上請求書につき（以下「本件保有個人情報」という。）、その一部を非開示とした決定については、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

豊橋市個人情報保護条例（平成17年豊橋市条例第1号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定に基づく開示請求に対し、令和2年7月28日付け2豊市民第186号により豊橋市長（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った保有個人情報一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

- (1) 審査請求人の主張を、令和2年10月27日付け審査請求書、令和2年12月22日付反論書及び令和3年4月20日の本審査会における口頭による意見の陳述（以下「口頭意見陳述」という。）の内容から要約すれば、おおむね次のとおりである。
- (2) 本件保有個人情報の作成名義人である弁護士及び依頼者は、審査請求人の本籍に関する情報を取得しており、個人情報の濫用及び情報取得による脅迫又は恐喝に該当し、違法である。

- (3) 弁護士の依頼者との間で訴訟係属中であるから、審査請求人は当該依頼者を特定することができるため、利用目的を開示したとしても、依頼者の利益を害することはない。
- (4) 審査請求人の親族の個人情報を取得し、何らかの目的に使用される危険があるため、利用目的を開示すべきである。
- (5) 使者（事務職員限定）欄に記載されている情報を開示する必要はない。

### 第3 処分庁の説明の要旨

#### 1 経緯

- (1) 審査請求人は、令和2年7月14日付け（同日受付）で処分庁に対し、条例第15条第1項の規定に基づき、本件保有個人情報に係る開示請求を行った。
- (2) これに対し、処分庁が同年7月28日付け一部開示の原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、令和2年10月27日付け（同日受付）で本件審査請求を提起したものである。

#### 2 本件保有個人情報について

本件審査請求の対象となる文書は、原処分において一部開示とした本件保有個人情報である。

#### 3 非開示とした部分について

- (1) 本件保有個人情報のうち、非開示とされた情報は、「利用目的欄」、「利用目的の内容欄」、「依頼者の氏名又は名称欄」、「弁護士の職印の印影」である。
- (2) 「利用目的欄」、「利用目的の内容欄」、「依頼者の氏名又は名称欄」の情報は、依頼者の特定に資する情報であり、依頼者以外の第三者に開示されると、弁護士と依頼者の信頼関係が破壊されるおそれがある。そして、これらの情報は弁護士が誰からどのような依頼を受けているかという事実に関する情報であり、開示することで弁護士の正当な利益を害するおそれがある。

弁護士の職印の印影も、開示されることで、偽造されるなどして当該弁護士の正当な利益を害するおそれがある。

(3) また、これらの情報は、依頼者に関する情報又は他の情報と照合することで依頼者を識別することができる情報である。

(4) したがって、条例第16条第1項第2号及び第3号に規定する非開示情報に該当するため、一部開示の原処分とした。

#### 4 審査請求人の主張について

審査請求人は、前記審査請求の理由のとおり主張し、原処分の取消しを求めている。

しかしながら、上記3における処分庁の本件保有個人情報の非開示事由の該当性判断には不合理な点はない。

また、審査請求人は、弁護士の依頼者との紛争の当事者であることや、弁護士による情報取得の範囲が不適切であることを理由として、本件保有個人情報のうち非開示とされた部分を開示すべきであると主張している。

しかし、職務上請求書は、通常紛争の相手方に見せることを予定した文書ではなく、非開示部分には審査請求人が想定する者ではない者が記載されている可能性もあることから、非開示部分の情報が、条例第16条2号アの規定する「法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」には該当しない。また、審査請求人のその余の主張は、条例が規定する非開示事由とは関係が無い。

したがって、審査請求人の主張には理由がない。

#### 5 結論

以上のとおり、処分庁は、本件審査請求については、原処分を維持することが妥当であると判断する。

### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和3年 2月10日 諮問書の受付
- ② 同日 諮問庁から諮問書の添付文書を收受
- ③ 令和3年 4月20日 口頭意見陳述の実施
- ④ 同日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件保有個人情報について

本件保有個人情報は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条の3第2項に基づき、弁護士が市町村長に対して受任事件に関して住民票記載事項証明書が必要である旨の申出をする際に提出する職務上請求書である。

審査請求人は、原処分の取消しを求めており、処分庁は本件保有個人情報の一部が条例第16条第2号及び第3号に該当するとして非開示とした原処分を妥当であると主張していることから、本件保有個人情報の見分結果に基づき、非開示情報該当性について検討する。

### 2 非開示情報該当性について

- (1) 条例第16条第2号は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものについて非開示とするものとする。
- (2) また、条例第16条第3号は、開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものについて非開示とするものとする。
- (3) 本件保有個人情報の非開示部分は、「利用目的欄」、「利用目的の内容欄」、「依頼者の氏名又は名称欄」、「弁護士の職印の印影」である。
- (4) 利用目的欄や利用目的の内容欄には、弁護士が依頼者から受任した事件

に関する具体的な内容が記載される可能性がある。弁護士は弁護士法（昭和24年法律第205号）第23条により、職務上知り得た秘密を保持する権利を有し、義務を負う。依頼者は、弁護士が秘密を保持する義務を負うからこそ、委任した事件に関して秘密を打ち明けることができるのであり、弁護士も依頼者の秘密を保持する権利を有するからこそ、適切に弁護士業務を遂行することができる。それにも関わらず、これらの情報を開示すると、依頼者がどのような事件を弁護士に委任しているのかが第三者に明らかになってしまう。そうすると、依頼者が弁護士に対して事件を依頼することや、依頼した事件に関する秘密を開示したりすることを躊躇したり、弁護士と依頼者の信頼関係が害されたりすることで、当該弁護士の業務に支障をきたす等、当該弁護士の正当な利益を害するおそれがある。また、弁護士の職印の印影を開示すると、印影を偽造される等、当該弁護士の正当な利益を害するおそれがある。

- (5) また、これらの情報が明らかになると、依頼者が誰であるかが明らかになることから、開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報に当たるということもできる。
- (6) 審査請求人は、弁護士及び依頼者との訴訟が係属中であり、自身が当事者であるから、非開示部分は開示されるべきであると主張する。しかし、職務上請求書は、通常紛争の相手方に見せることを予定した文書ではないし、本件保有個人情報の非開示部分に、必ずしも審査請求人が想定する者が依頼者として記載されているとは限らないのであるから、非開示部分は、条例第16条第2号アが規定する「法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」には該当しない。また、同号イ、ウ及びエにも該当しない。

### 3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件保有個人情報につき、非開示とした部分は、条例第1

6条第2号及び第3号に該当するから、これを非開示とした決定については、  
妥当であると判断した。

(全体会)

委員 河邊伸泰 委員 菅生剛弘 委員 赤本優